

高額療養費の事前申請手続きについて

入院される方については、加入する医療保険（健康組合保険、協会けんぽ、市町村国保、後期高齢者医療制度、共済組合など）から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払いを負担の上限額（自己負担限度額）までにとどめることもできます。

このため、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。特に長期入院予定の方は申請をおすすめします。

なお、マイナンバーカードの健康保険証を利用し、「限度額情報を提供します」に同意いただいた場合、「所得区分」の認定証の申請は不要になります。

※自己負担限度額を超えるか超えないかわからない場合でも、「所得区分」の認定証を支給申請しておくこともできます。

※70歳以上の方は、「所得区分」の認定証がなくても、自動的に医療機関の窓口での支払いが負担の上限額までにとどめられます。ただし、低所得者、70歳以上で現役並みの所得者の方で区分の適用を受けるためには認定証が必要です。

「所得区分」の認定証

住民税非課税以外の方 → 「限度額適用認定証」

住民税非課税の方 → 「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」

申請方法

申請窓口

ご加入の保険者によって異なりますので、保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

国民健康保険の場合は、市町村により異なりますので、お住まいの国民健康保険窓口でご確認ください。

必要書類等

- ・保険証
- ・申請者の身分証明書
- ・印鑑

高額療養費制度の概要 →



ご不明の点がございましたら、2階入院手続・会計室までお問い合わせください。